

食安基発第 0916001 号
平成 17 年 9 月 16 日

各

各	}	都 道 府 県	衛生主管部(局)長 殿
		保健所設置市	
		特 別 区	

厚生労働省医薬食品局
食品安全部基準審査課長

「食品中の食品添加物分析法」の改正について

標記分析法については、「食品中の食品添加物分析法について」(平成 12 年 3 月 30 日付け衛化第 15 号当職通知)の別添「第2版 食品中の食品添加物分析法」により定められているが、亜塩素酸ナトリウムの使用基準改正に伴い、別添のとおり改正したので通知する。

なお、貴職におかれても、御活用の上、貴管内関係者に対する周知徹底方よろしく願います。